

～ヘルスアップチャレンジ取組事業所へのインセンティブ～ 埼玉県信用保証協会と協定を締結しました

組合は平成29年3月6日に、埼玉県内の中小規模加入事業所による健康増進への取組を後押しするため、埼玉県信用保証協会と業務連携に関する協定を締結しました。

これにより、次の条件を満たすヘルスアップチャレンジ取組事業所は、同協会の『健やか』保証制度を利用し、信用保証料率の割引を得ることができます。



写真左：(組合) 近藤 常務理事
写真右：(協会) 後閑 会長

(1) 対象となる事業所

- ① 埼玉県内の中小規模事業所（従業員数300人以下）であること。
- ② 直近決算書上、債務超過でないこと。
- ③ 特定健診の受診率が80%以上であること。
- ④ ヘルスアップチャレンジに取り組み、表彰を受けていること。（6月上旬表彰予定）
- ⑤ 組合員数が5名以上であること。

(2) 優遇内容

信用保証料率の割引（一般保証と比較して保証料率を最大で10%割引）

(3) 『健やか』保証制度の概要

保証限度額	2億8千万円
資金用途	運転資金、設備資金
保証期間	運転資金：120か月（据置6か月以内） 設備資金：144か月（据置12か月以内）
返済方法	元金均等返済（一括返済は不可）
保証料率	年0.45～1.71%
金利	金融機関所定の利率
責任共有	責任共有対象
担保	金融機関と保証協会の協議により定める
保証人	原則代表者

※ 詳しくは同協会の窓口までお問い合わせください。

埼玉県信用保証協会ホームページアドレス <http://www.cgc-saitama.or.jp/>